

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日

2021年6月17日



## MHAM株式オーブン

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ*
追加型	内外	株式	株式・一般	年1回	日本 グローバル	あり (フルヘッジ)

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

この目論見書により行う「MHAM株式オーブン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年6月16日に関東財務局長に提出しており、2021年6月17日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

**アセットマネジメントOne 株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2021年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:18兆2,880億円  
(2021年3月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

**0120-104-694**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

国内の優良成長株を中心に海外の株式にも投資を行い、信託財産の長期成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

1

### わが国の優良成長株を中心に、海外の株式にも投資します。

- 成長性、収益力、市場性等を勘案して選定した株式を主要投資対象とします。
- ファンドの純資産総額の30%を上限に、外貨建資産である海外の株式にも投資することがあります。

※海外の株式など外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクの低減を図るために為替ヘッジを活用します。

2

### 市況に応じて機動的売買を行いつつ、信託財産の長期的な成長を目指します。

- 株式の売買益を積極的に追求します。
- 「当ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選択」を重視した運用を行います。

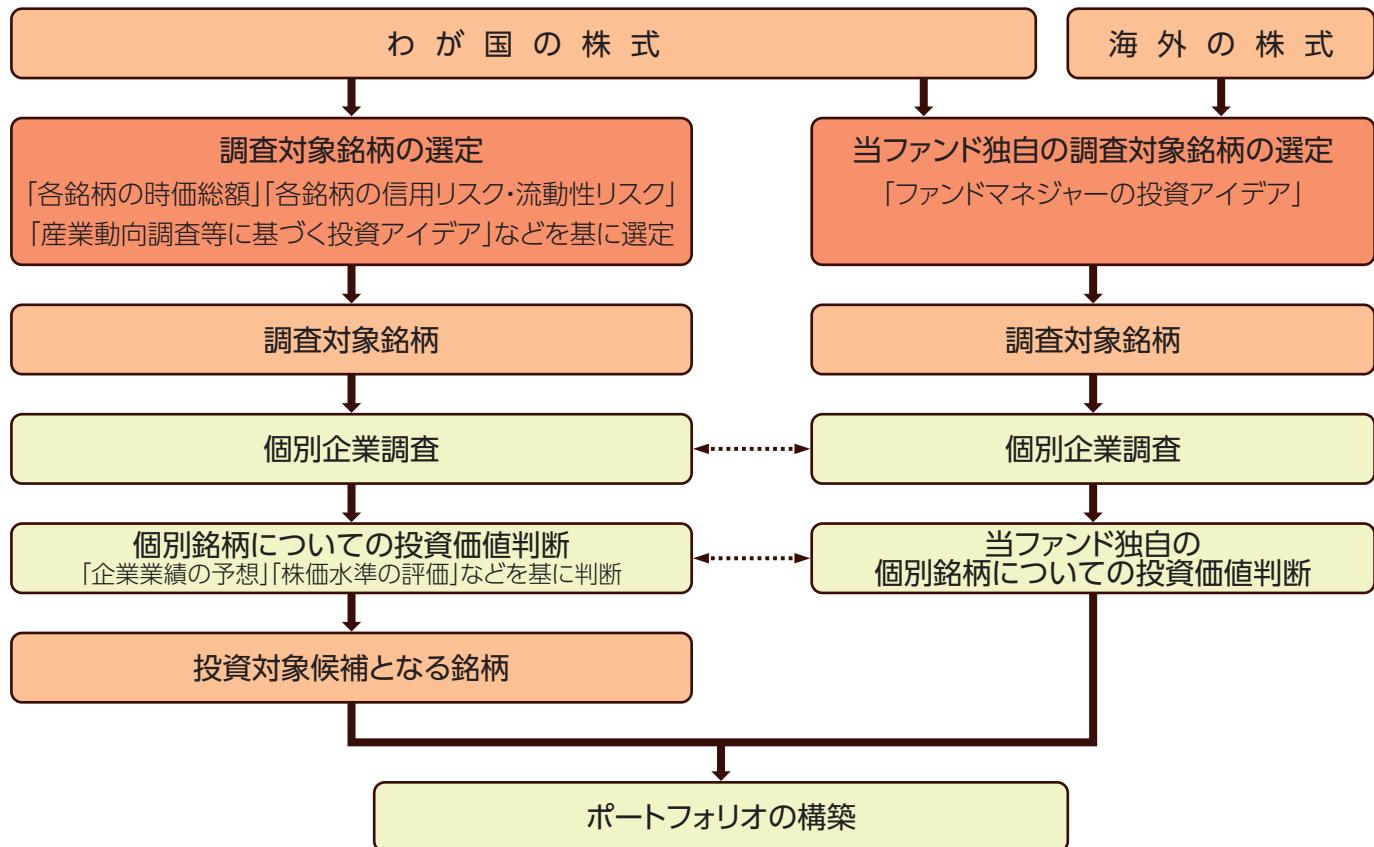
## ■ 主な投資制限

株式	株式への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。



# ファンドの目的・特色

## 運用プロセス



- ▶わが国の株式の中から、産業動向調査等に基づく投資アイデアなどを基に、日本株の調査・運用部門にて組織的に調査対象とする銘柄に加えて、当ファンド独自に調査対象とする銘柄を選定し、運用担当者やそれをサポートするファンドマネジャーおよび企業調査アリストが、その調査・分析を実施します。
  - ▶調査対象銘柄について、徹底した個別企業調査を行い、各企業の将来の業績を予想します。また、業績予想を基に、各銘柄の現在の株価水準が割高か割安かを分析します。
  - ▶投資対象銘柄の選定にあたっては、「それぞれの企業が事業を展開する産業分野の潜在的な成長力、各産業分野内におけるそれぞれの企業の競争力、個別銘柄の株価水準」の比較・分析・評価を特に重視し、株価に割高感がないことを考慮した上で「成長力・競争力がある優良企業」に投資すること、あるいは「将来において予想される収益力からみて、現在の株価が割安な銘柄」を見出して投資すること、などを目指します。
  - ▶わが国の企業を評価するために、わが国の企業と海外の企業との国境を越えた横断的な比較を行い、国内企業に比べ投資魅力が大きいと判断される海外企業を見出した場合には、海外の株式にも投資することがあります。
  - ▶銘柄分散に留意しながら、ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選定を重視してポートフォリオを構築します。
- ※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

## ■分配方針

**毎決算時(原則として毎年9月16日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。**

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
- \*分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

### 株価変動 リスク

**投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。**

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式の売買益を積極的に追求しますので基準価額は大きく変動します。

### 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### 信 用 リスク

**投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。**

当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### 為替変動 リスク

**為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。**

当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

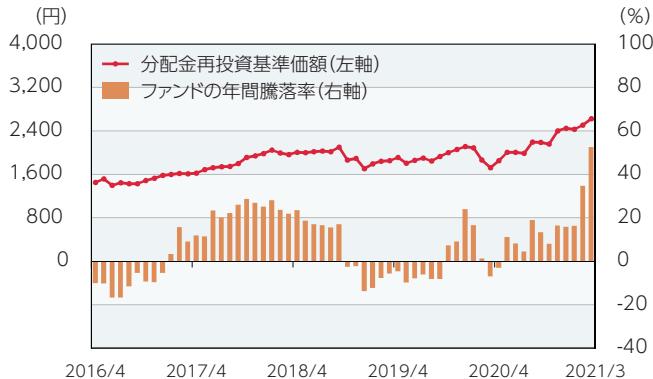
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



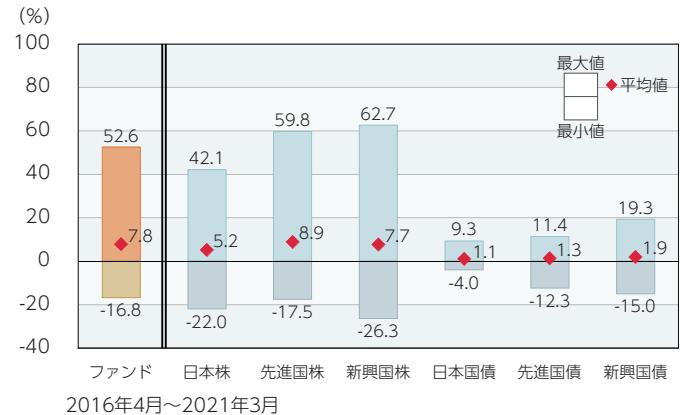
# 投資リスク

## ＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(580円)に合わせて指標化しています。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指數化したもので、同指標は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

データの基準日:2021年3月31日

## 基準価額・純資産の推移 〈2011年3月31日～2021年3月31日〉



※基準価額は1,000口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:1976年9月17日)

## 分配の推移(税引前)

2016年 9月	7円
2017年 9月	18円
2018年 9月	20円
2019年 9月	12円
2020年 9月	21円
設定来累計	1,626円

※分配金は1,000口当たりです。

## 主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

### 資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	95.10
内 日本	78.86
内 アメリカ	15.76
内 カナダ	0.48
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4.90
合計(純資産総額)	100.00

### その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1.61

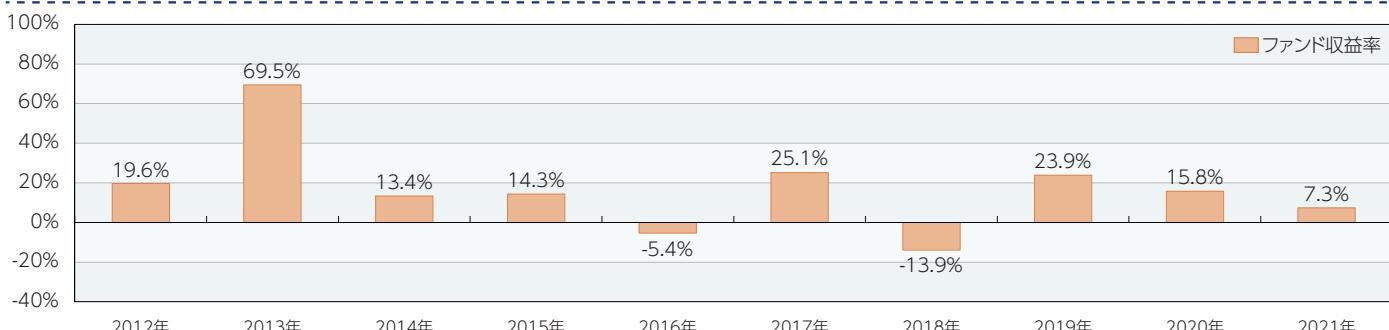
### 株式組入上位5業種

国内/外国	順位	業種	比率(%)
国内	1	電気機器	12.48
	2	情報・通信業	8.29
	3	サービス業	6.91
	4	輸送用機器	6.32
	5	卸売業	5.55
外国	1	ソフトウェア	4.78
	2	情報技術サービス	3.31
	3	インフラクティブ・メディアおよびサービス	2.86
	4	銀行	1.74
	5	繊維・アパレル・贅沢品	1.58

### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ソニー	株式	日本	電気機器	3.37
2	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	3.04
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.34
4	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	2.09
5	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	1.96
6	VISA INC	株式	アメリカ	情報技術サービス	1.93
7	信越化学工業	株式	日本	化学	1.85
8	三井物産	株式	日本	卸売業	1.84
9	HOYA	株式	日本	精密機器	1.82
10	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	1.79

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2021年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1,000口当たりで表示しています。)
購入代金	購入申込受付日から起算して4営業日目までにお支払いください。 ※なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2021年6月17日から2021年12月16日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(1976年9月17日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数(57億4,210万口)の10分の2を下回ることとなるとき。
決算日	毎年9月16日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>2.2%(税抜2.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、下記「①基本報酬」に「②実績報酬」を加減した額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ①基本報酬 ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.825%(税抜0.75%)</b> 基本報酬=運用期間中の基準価額×基本報酬率 ※基本報酬の配分は、信託財産の純資産総額の残高に応じて、以下の通りとします。			
	<b>基本報酬の配分(税抜)</b>			
	信託財産の純資産総額の残高	委託会社	販売会社	受託会社
	300億円以下の部分	年率0.450%	年率0.200%	年率0.100%
	300億円超 400億円以下の部分	年率0.475%	年率0.200%	年率0.075%
	400億円超の部分	年率0.518%	年率0.200%	年率0.032%
	主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	②実績報酬 ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率+0.022%(税抜+0.02%)、0%(税抜0%)</b> または <b>年率-0.022%(税抜-0.02%)</b> 実績報酬=運用期間中の基準価額×実績報酬率 ※実績報酬は、日々の基準価額と前期末基準価額とを比較した率(「基準価額倍率」といいます。)に応じて以下の通りとし、委託会社の報酬分として加減されます。			
	<b>基準価額倍率 (日々の基準価額÷前期末基準価額)</b>		<b>実績報酬</b>	
	120%以上のとき		<b>年率0.022%(税抜0.02%)を加える</b>	
	80%以上120%未満のとき		零	
	80%未満のとき		<b>年率0.022%(税抜0.02%)を減ずる</b>	
	(注)実績報酬は、日々の基準価額に応じた率により日々計算されます。			



# 手続・手数料等

その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li><li>•信託事務の処理に要する諸費用</li><li>•外国での資産の保管等に要する費用</li><li>•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li></ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>
------------	--

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

## ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2021年3月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# MEMO



# 投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日  
2021年6月17日



## MHAM株式オーブン

追加型投信／内外／株式

■この目論見書により行う「MHAM株式オーブン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年6月16日に関東財務局長に提出しており、2021年6月17日にその効力が生じております。

■「MHAM株式オーブン」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】**0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne 株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 菅野 晓
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第 1 【ファンドの状況】	4
第 2 【管理及び運営】	33
第 3 【ファンドの経理状況】	39
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	63
第三部 【委託会社等の情報】	65
第 1 【委託会社等の概況】	65
約款	110

# 第一部【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

MHAM株式オーブン（以下「当ファンド」といいます。）

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、表示は1,000口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号*
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

\* 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

## (5) 【申込手数料】

- ① 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の基準価額に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- ④ 償還乗換えにより当ファンドの受益権を取得する場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。)で取得する口数については、原則として無手数料とします。ただし、販売会社によっては、別に定める手数料率を適用する場合があります。
- ⑤ 販売会社は、追加型証券投資信託の受益権または受益証券を保有する受益者が、当該受益権または受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によつては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。  
※当初元本は1口当たり1円です。

#### (7) 【申込期間】

2021年6月17日から2021年12月16日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (9) 【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

##### ① 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

##### ② 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 国内の優良成長株を中心に海外の株式にも投資を行い、信託財産の長期成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

##### <ファンドの特色>

I. わが国の優良成長株を中心に、海外の株式にも投資します。

- ・成長性、収益力、市場性等を勘案して選定した株式を主要投資対象とします。
- ・ファンドの純資産総額の30%を上限に、外貨建資産である海外の株式にも投資することができます。

※ 海外の株式など外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクの低減を図るために為替ヘッジを活用します。

II. 市況に応じて機動的売買を行いつつ、信託財産の長期的な成長を目指します。

- ・株式の売買益を積極的に追求します。
- ・「当ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選択」を重視した運用を行います。

② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

##### <商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型  追加型	国 内  海 外  内 外	株 式  債 券  不動産投信  その他資産 ( )  資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※2
株式	年1回	日本※1	
一般	年2回	グローバル※1	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	
債券	年12回 (毎月)	アジア	あり (フルヘッジ) ※3
一般		オセアニア	
公債		中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ( )		エマージング	
不動産投信	日々		なし
その他資産 ( )	その他 ( )		
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※1 当ファンドは、組入資産による主たる投資収益が日本の資産を源泉とし、一部世界（海外）の資産にも投資可能です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※3 当ファンドは、外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを活用します。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

1976年9月17日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

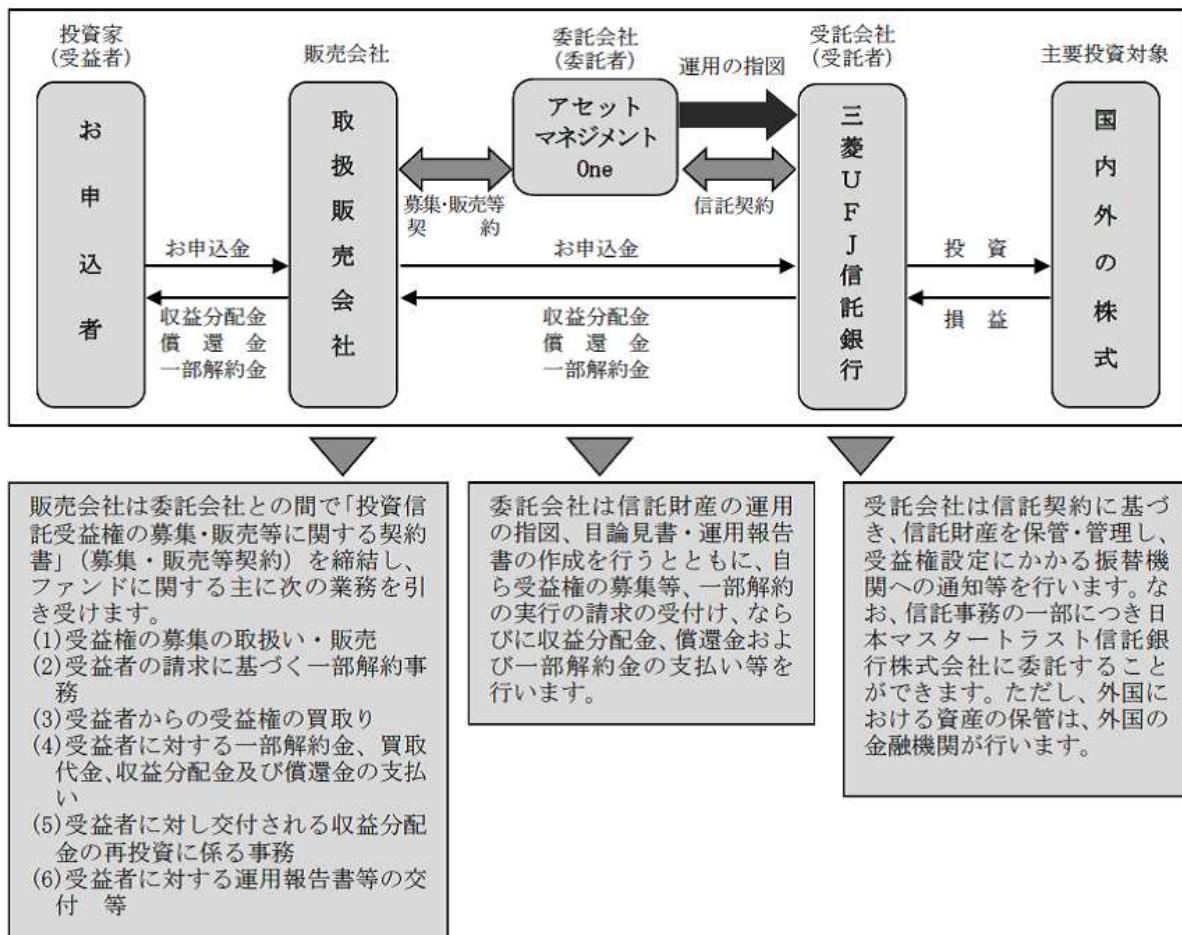
2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

2007年7月1日 ファンドの名称を「DKA株式オープン」から「MHAM株式オープン」に変更

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ① 当ファンドの運営の仕組み



#### ② 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円 (2021年3月31日現在)

## 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D IAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2021年3月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

#### ② 運用方法

##### 1. 主要投資対象

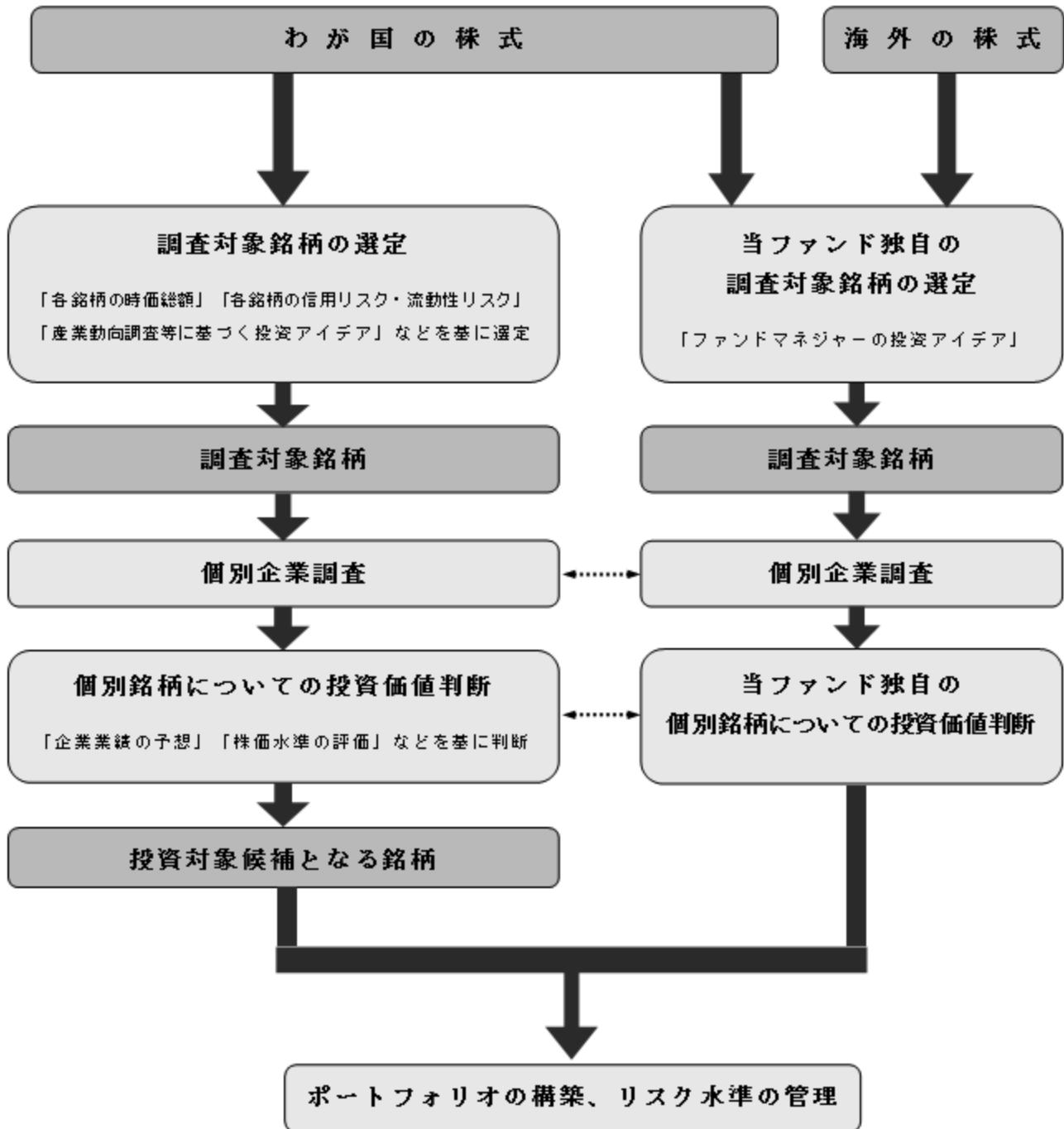
わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）上場銘柄および外国の外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）上場（上場予定を含みます。）株式の中から成長性、収益力、市場性等を勘案して選定した株式を主要投資対象とします。

##### 2. 投資態度

信託財産の長期成長を目標として積極的な運用を行いますが、市況に応じた機動的売買もあわせて行います。

※ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドの投資プロセス



1. わが国の株式の中から、産業動向調査等に基づく投資アイデアなどを基に、調査対象とする銘柄を選定します。当ファンドでは、「日本株の調査・運用部門のファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが組織的に調査対象銘柄を選定して調査・分析を行う銘柄」に加えて当ファンド独自に調査対象とする銘柄を選定し、運用担当者やそれをサポートするファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが、その調査・分析を実施します。
2. 調査対象銘柄について、徹底した個別企業調査を行い、各企業の将来の業績を予想します。また、業績予想を基に、各銘柄の現在の株価水準が割高か割安かを分析します。

3. 投資対象銘柄の選定にあたっては、「それぞれの企業が事業を展開する産業分野の潜在的な成長力、各産業分野内におけるそれぞれの企業の競争力、個別銘柄の株価水準」の比較・分析・評価を特に重視し、株価に割高感がないことを考慮した上で「成長力・競争力がある優良企業」に投資すること、あるいは「将来において予想される収益力からみて、現在の株価が割安な銘柄」を見出して投資すること、などを目指します。
4. 当ファンドでは、わが国の企業を評価するために、わが国の企業と海外の企業との国境を越えた横断的な比較を行います。こうした個別銘柄の比較・分析・評価の過程の中で、国内企業に比べ投資魅力が大きいと判断される海外企業を見出した場合には、ファンドの純資産総額の30%を上限に、外貨建資産である海外の株式にも投資することがあります。
5. なお、当ファンドでは、こうした銘柄選定のプロセスにおいて、財務分析等を行い、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。また、各銘柄の時価総額や平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を除外します。
6. 以上のプロセスを経て、銘柄分散に留意しながら、ファンドに組入れるひとつひとつの銘柄の選定を重視してポートフォリオを構築します。なお、外貨建資産への投資を行う場合には、為替変動リスクの低減を図るために、為替ヘッジを活用します。  
※為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 ⑦ 外国為替予約」をご参照ください。

※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

## (2) 【投資対象】

### ① 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等およびコマーシャル・ペーパーを除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～6.の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
10. 預託証券または預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、1.の証券または証書の性質を有するものに限ります。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するものなお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものならびに10.の証券または証書を以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

### ② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

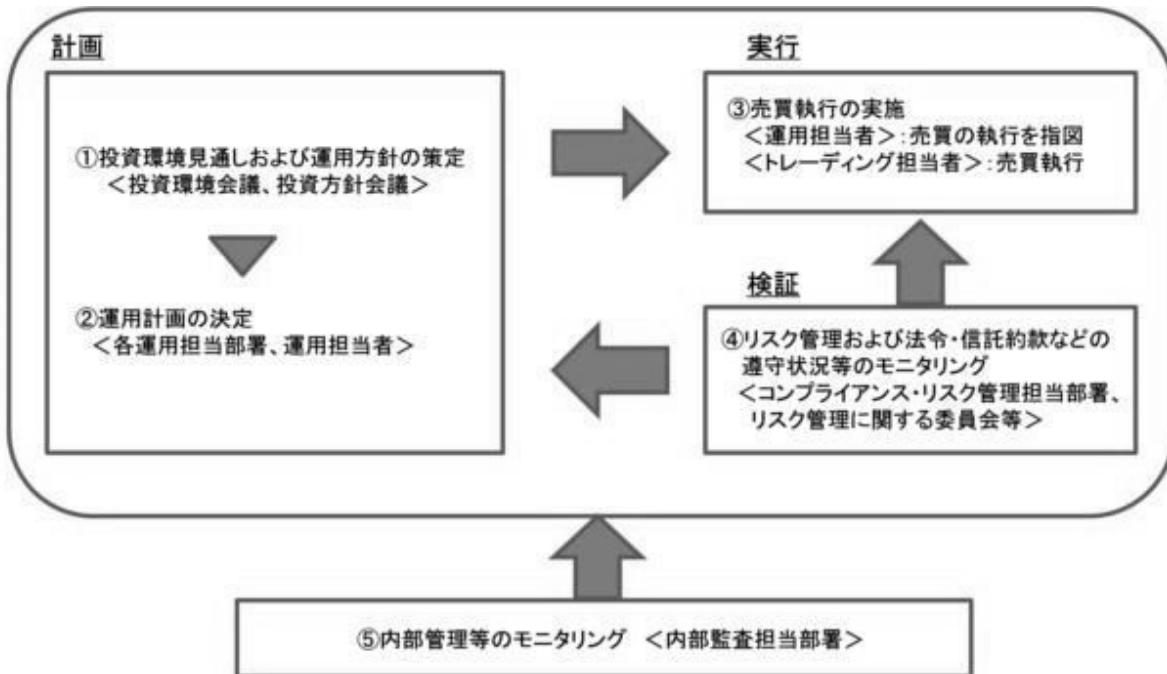
### ③ その他の投資対象

#### 有価証券先物取引等

委託会社は、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引および通貨にかかる先物オプション取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### ③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### ⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2021年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として9月16日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。  
\* 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行うものとします。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、委託会社は、委託会社の自らの募集に応じた収益分配金の再投資に関する契約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、この信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとし、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

## (5) 【投資制限】

### a. 約款で定める投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方針(3)投資制限、約款第18条、第20条および第21条)
1. 株式への投資割合には、制限を設けません。
  2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  3. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時ににおいて信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
  4. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  5. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株式割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

### ② 転換社債等(約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

### ③ 外貨建資産(約款第23条および第24条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### ④ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第21条の1の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### ⑤ デリバティブ取引等(約款第21条の1の3)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

##### ⑥ 有価証券先物取引等(約款第21条の2)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
  - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.2.3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の

取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

- a . 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- b . 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②1. から4. に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c . コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑦ 外国為替予約(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産については、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### ⑧ 資金の借入れ(約款第30条の2)

- 1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴なう支払資金の手当て(一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2 . 一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3 . 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4 . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関およびアセットマネジメントOne株式会社が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

#### ① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあります。当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式の売買益を積極的に追求しますので基準価額は大きく変動します。

#### ② 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動

性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### ③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### ④ 為替変動リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドでは、信託財産の純資産総額の30%を上限に外貨建資産への投資を行うことがあります。また、為替変動リスクの低減を図るために為替ヘッジを活用します。

### <その他>

- 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

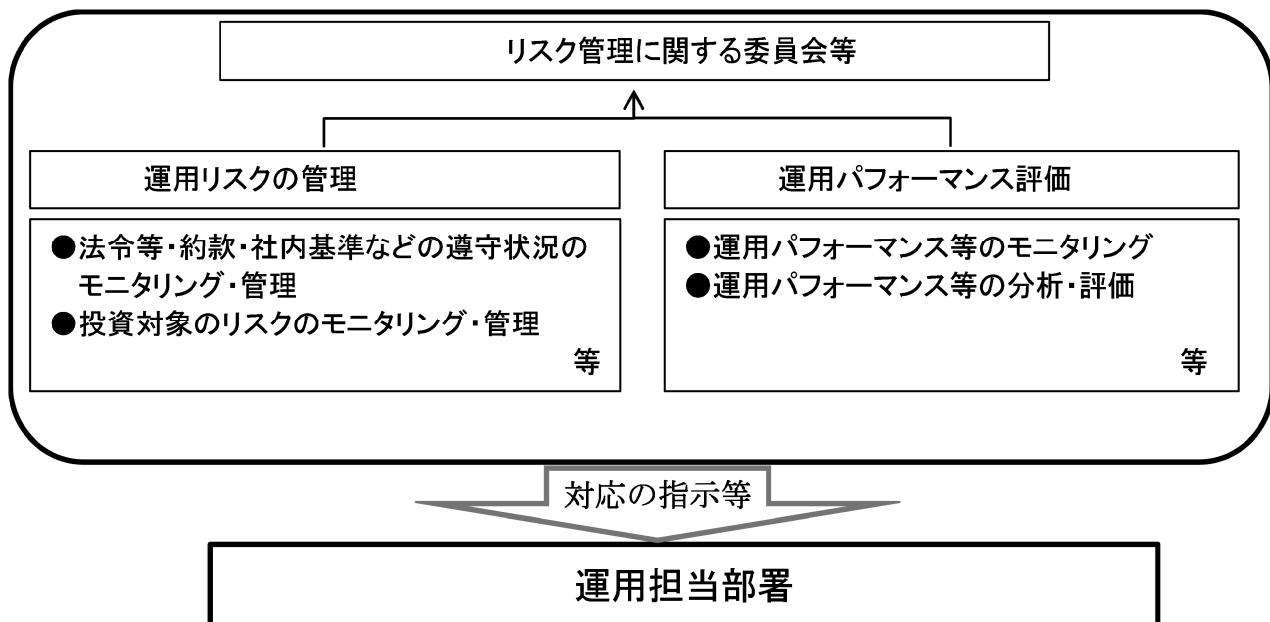
### <収益分配金に関する留意点>

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



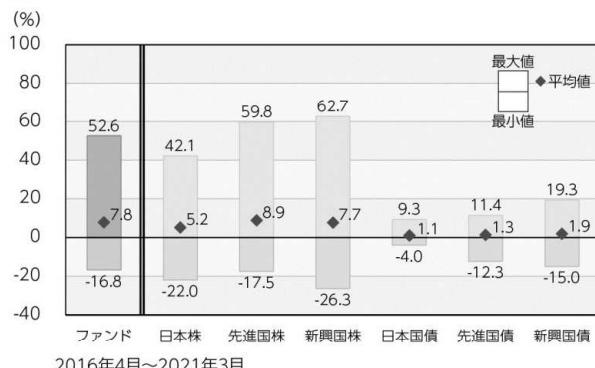
※リスク管理体制は2021年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(580円)に合わせて指数化しています。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指標

日本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
先進国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料（受益権 1 口当たり）は、取得申込日の基準価額に、2.2%（税抜2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 前記①の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権または受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権または受益証券を保有した受益者をいいます。以下同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して 3 カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の 1 千口当たりの受益権にかかる申込手数料は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について、原則として無手数料とします。ただし、販売会社によっては、当該償還金額の範囲内で取得する口数について、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を適用する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑤ 前記①の規定にかかわらず、販売会社は、追加型証券投資信託の受益権または受益証券を保有する受益者が、当該受益権または受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託終了日の 1 年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当フアンドの受益権の取得申込みをする場合（「条件付償還前乗換え」）の手数料率を独自に定めることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、下記 1. に 2. を加減した額とします。

#### 1. 基本報酬

日々の信託財産の純資産総額に対し年0.825%（税抜0.75%）の率を乗じて得た額

※基本報酬＝運用期間中の基準価額×基本報酬率

#### 2. 実績報酬

日々の信託財産の純資産総額に対し年+0.022%（税抜+0.02%）、0%（税抜0%）または年-0.022%（税抜-0.02%）の率を乗じて得た額

※実績報酬＝運用期間中の基準価額×実績報酬率

\*実績報酬は、日々の基準価額と前期末基準価額とを比較した率（「基準価額倍率」といいます。）に応じて以下の通りとします。

基準価額倍率 (日々の基準価額÷前期末基準価額)	実績報酬
120%以上のとき	年率0.022%（税抜0.02%）を加える
80%以上120%未満のとき	零
80%未満のとき	年率0.022%（税抜0.02%）を減ずる

(注) 実績報酬は、日々の基準価額に応じた率により日々計算されます。

- ② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬の配分(税抜)>

#### 1. 基本報酬

信託財産の純資産総額の残高に応じて、以下の通りとします。

信託財産の純資産 総額の残高に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	0.450%	0.200%	0.100%
300億円超 400億円以下の部分	0.475%	0.200%	0.075%
400億円超の部分	0.518%	0.200%	0.032%

なお、信託報酬のうち、委託会社による募集にかかる部分については、販売会社への配分相当額を委託会社が收受します。

#### 2. 実績報酬

実績報酬の額については、委託会社の運用成果に対する報酬分として加減されます。

#### <信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

#### (5) 【課税上の取扱い】

◇ 当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

#### ○ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2021年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ◇ 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### <個別元本について>

- ① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

- ③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

2021年3月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	11,569,747,277	95.10
内 日本	9,594,231,620	78.86
内 アメリカ	1,917,465,976	15.76
内 カナダ	58,049,681	0.48
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	595,698,637	4.90
純資産総額	12,165,445,914	100.00

その他資産の投資状況

2021年3月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引（買建）	195,400,000	1.61
内 日本	195,400,000	1.61

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (2) 【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

2021年3月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	ソニー 日本	株式 電気機器	35,400	8,210.00 290,634,000	11,595.00 410,463,000	— —	3.37
2	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	103,100	2,729.00 281,359,900	3,587.00 369,819,700	— —	3.04
3	三菱UFJフィナンシヤ ル・グループ 日本	株式 銀行業	481,000	444.98 214,036,282	591.70 284,607,700	— —	2.34
4	本田技研工業 日本	株式 輸送用機 器	76,700	2,629.50 201,682,650	3,319.00 254,567,300	— —	2.09
5	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウ エア	9,300	23,114.03 214,960,514	25,668.11 238,713,455	— —	1.96
6	VISA INC アメリカ	株式 情報技術 サービス	10,000	22,738.72 227,387,269	23,459.44 234,594,490	— —	1.93
7	信越化学工業 日本	株式 化学	12,100	14,065.00 170,186,500	18,610.00 225,181,000	— —	1.85
8	三井物産 日本	株式 卸売業	97,000	2,087.87 202,523,941	2,302.00 223,294,000	— —	1.84
	HOYA	株式		11,215.00	13,005.00	—	

9		日本	精密機器	17, 000	190, 655, 000	221, 085, 000	—	1. 82
10	武田薬品工業	日本	株式 医薬品	54, 500	3, 948. 92 215, 216, 432	3, 985. 00 217, 182, 500	— —	1. 79
11	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式 銀行	48, 900	2, 842. 86 139, 016, 121	4, 316. 58 211, 080, 903	— —	1. 74
12	デンソー	日本	株式 輸送用機 器	28, 200	4, 627. 00 130, 481, 400	7, 347. 00 207, 185, 400	— —	1. 70
13	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式 インターネット クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	900	169, 953. 13 152, 957, 821	226, 564. 69 203, 908, 224	— —	1. 68
14	SMC	日本	株式 機械	3, 000	57, 090. 00 171, 270, 000	64, 310. 00 192, 930, 000	— —	1. 59
15	ソフトバンクグループ	日本	株式 情報・通 信業	20, 000	8, 619. 93 172, 398, 666	9, 330. 00 186, 600, 000	— —	1. 53
16	ダイキン工業	日本	株式 機械	8, 100	19, 490. 00 157, 869, 000	22, 320. 00 180, 792, 000	— —	1. 49
17	東京エレクトロン	日本	株式 電気機器	3, 700	26, 160. 00 96, 792, 000	46, 790. 00 173, 123, 000	— —	1. 42
18	イビデン	日本	株式 電気機器	32, 400	3, 600. 00 116, 640, 000	5, 090. 00 164, 916, 000	— —	1. 36
19	第一三共	日本	株式 医薬品	50, 400	3, 353. 33 169, 008, 007	3, 225. 00 162, 540, 000	— —	1. 34
20	スズキ	日本	株式 輸送用機 器	31, 500	4, 333. 00 136, 489, 500	5, 025. 00 158, 287, 500	— —	1. 30
21	T & Dホールディングス	日本	株式 保険業	110, 600	1, 138. 00 125, 862, 800	1, 426. 00 157, 715, 600	— —	1. 30
22	村田製作所	日本	株式 電気機器	17, 700	6, 610. 00 116, 997, 000	8, 842. 00 156, 503, 400	— —	1. 29
23	SALESFORCE. COM INC	アメリカ	株式 ソフトウ エア	6, 700	25, 330. 02 169, 711, 177	23, 249. 10 155, 768, 970	— —	1. 28
24	三井化学	日本	株式 化学	44, 500	2, 674. 00 118, 993, 000	3, 495. 00 155, 527, 500	— —	1. 28
25	T D K	日本	株式 電気機器	10, 000	11, 640. 00 116, 400, 000	15, 330. 00 153, 300, 000	— —	1. 26
26	千葉銀行	日本	株式 銀行業	206, 500	620. 36 128, 104, 880	725. 00 149, 712, 500	— —	1. 23
27	ヤマハ発動機	日本	株式 輸送用機 器	55, 100	1, 649. 78 90, 903, 105	2, 711. 00 149, 376, 100	— —	1. 23
28	大和ハウス工業	日本	株式 建設業	44, 900	2, 917. 39 130, 990, 995	3, 241. 00 145, 520, 900	— —	1. 20

	FACEBOOK INC	株式 インターネット クティ ブ・メディ アおよび サービス		30,159.61	31,884.48	—	
29	アメリカ	4,500	135,718,281	143,480,160	—	—	1.18
30	鹿島建設 日本	株式 建設業 90,500	1,302.00 117,831,000	1,571.00 142,175,500	— —	—	1.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2021年3月31日現在

種類	投資比率 (%)
株式	95.10
合計	95.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2021年3月31日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	12.48
情報・通信業		8.29
サービス業		6.91
輸送用機器		6.32
卸売業		5.55
化学		4.58
医薬品		3.95
銀行業		3.57
機械		3.57
精密機器		3.37
建設業		3.14
非鉄金属		2.82
保険業		2.75
陸運業		2.48
ガラス・土石製品		2.35
その他製品		2.08
食料品		1.57
石油・石炭製品		0.91
鉄鋼		0.88
繊維製品		0.69
小売業		0.58
ソフトウェア	国外	4.78
情報技術サービス		3.31
インターネット・メディアおよびサービス		2.86
銀行		1.74
繊維・アパレル・贅沢品		1.58
複合小売り		1.05

ヘルスケア機器・用品			0.93
合計			95.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

2021年3月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0306月	買建	10	188,493,300	195,400,000	1.61

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## (3) 【運用実績】

### ①【純資産の推移】

直近日（2021年3月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第35計算期間末 (2011年 9月16日)	16,155	16,361	0.548	0.555
第36計算期間末 (2012年 9月18日)	14,598	14,820	0.525	0.533
第37計算期間末 (2013年 9月17日)	20,931	21,166	0.893	0.903
第38計算期間末 (2014年 9月16日)	19,217	19,436	1.052	1.064
第39計算期間末 (2015年 9月16日)	16,474	16,699	1.170	1.186
第40計算期間末 (2016年 9月16日)	14,330	14,425	1.062	1.069
第41計算期間末 (2017年 9月19日)	15,419	15,627	1.337	1.355
第42計算期間末 (2018年 9月18日)	14,911	15,111	1.489	1.509
第43計算期間末 (2019年9月17日)	13,617	13,733	1.410	1.422
第44計算期間末 (2020年9月16日)	11,323	11,473	1.585	1.606
2020年3月末日	9,462	—	1.258	—
4月末日	10,157	—	1.354	—
5月末日	10,942	—	1.465	—
6月末日	10,818	—	1.468	—

7月末日	10,567	—	1.452	—
8月末日	11,553	—	1.606	—
9月末日	11,325	—	1.577	—
10月末日	10,987	—	1.558	—
11月末日	11,799	—	1.731	—
12月末日	11,821	—	1.765	—
2021年1月末日	11,533	—	1.752	—
2月末日	11,690	—	1.808	—
3月末日	12,165	—	1.894	—

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第35計算期間	0.007
第36計算期間	0.008
第37計算期間	0.010
第38計算期間	0.012
第39計算期間	0.016
第40計算期間	0.007
第41計算期間	0.018
第42計算期間	0.020
第43計算期間	0.012
第44計算期間	0.021
2020年9月17日～2021年3月16日	—

## ③【収益率の推移】

	収益率（%）
第35計算期間	△6.88
第36計算期間	△2.74
第37計算期間	72.00
第38計算期間	19.15
第39計算期間	12.74
第40計算期間	△8.63
第41計算期間	27.59
第42計算期間	12.86
第43計算期間	△4.5
第44計算期間	13.9
2020年9月17日～2021年3月16日	19.7

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## （4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第35計算期間	1,774,073,333	4,120,326,667
第36計算期間	1,665,223,159	3,327,111,350
第37計算期間	2,092,273,450	6,477,983,282
第38計算期間	1,282,965,940	6,467,104,562
第39計算期間	1,250,986,109	5,434,961,760

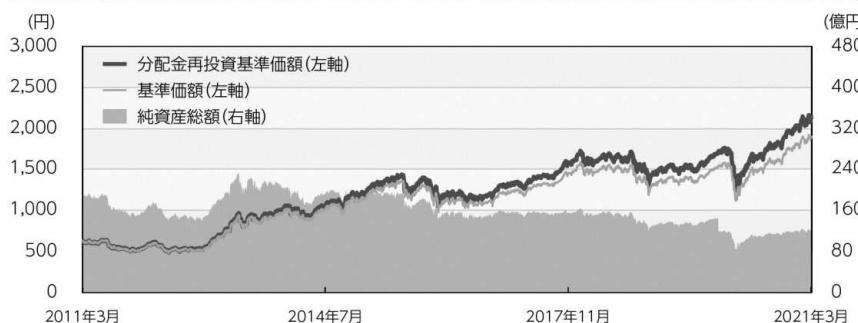
第40計算期間	693, 778, 054	1, 280, 405, 261
第41計算期間	398, 838, 714	2, 358, 776, 398
第42計算期間	447, 595, 578	1, 968, 816, 597
第43計算期間	354, 280, 205	709, 086, 977
第44計算期間	413, 203, 357	2, 924, 568, 504
2020年9月17日～ 2021年3月16日	221, 060, 846	924, 818, 586

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 《参考情報》

データの基準日:2021年3月31日

### 基準価額・純資産の推移 《2011年3月31日～2021年3月31日》



※基準価額は1,000口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:1976年9月17日)

### 分配の推移(税引前)

2016年 9月	7円
2017年 9月	18円
2018年 9月	20円
2019年 9月	12円
2020年 9月	21円
設定来累計	1,626円

※分配金は1,000口当たりです。

### 主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

#### 資産の状況

#### 株式組入上位5業種

資産の種類	比率(%)
株式	95.10
内 日本	78.86
内 アメリカ	15.76
内 カナダ	0.48
コールローン、その他の資産(負債控除後)	4.90
合計(純資産総額)	100.00

国内/外国	順位	業種	比率(%)
国内	1	電気機器	12.48
	2	情報・通信業	8.29
	3	サービス業	6.91
	4	輸送用機器	6.32
	5	卸売業	5.55
外国	1	ソフトウェア	4.78
	2	情報技術サービス	3.31
	3	インフラクティブ・メディアおよびサービス	2.86
	4	銀行	1.74
	5	繊維・アパレル・贅沢品	1.58

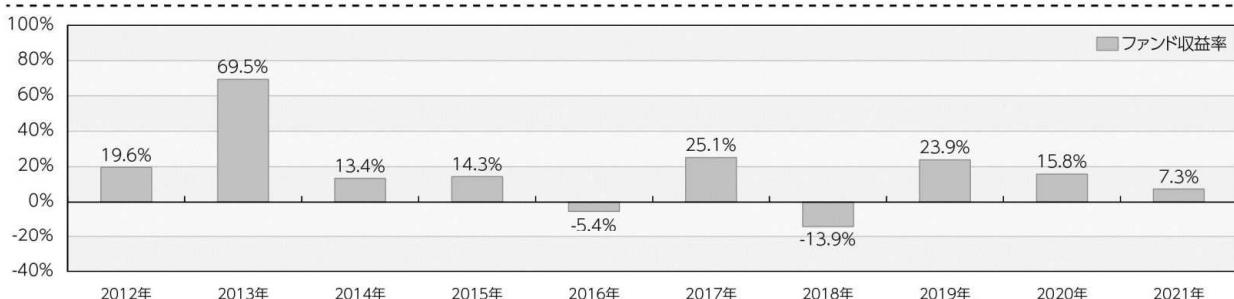
#### その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1.61

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ソニー	株式	日本	電気機器	3.37
2	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	3.04
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.34
4	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	2.09
5	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	1.96
6	VISA INC	株式	アメリカ	情報技術サービス	1.93
7	信越化学工業	株式	日本	化学	1.85
8	三井物産	株式	日本	卸売業	1.84
9	HOYA	株式	日本	精密機器	1.82
10	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	1.79

### 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2021年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうるものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 当ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合については、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込等の手続きが行われます。
- (10) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1) 一部解約（解約請求)
  - ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。  
※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- ② 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- ④ 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- ⑤ 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金の支払いは、委託会社において行います。
- ⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ⑦ 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、前記④の規定に準じた価額とします。

## (2) 受益権の買取り（買取請求）

- ① 販売会社（委託会社の指定する証券会社：金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から受益権の買取りの請求があるときは、1万口単位または1口単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。  
 ※ 証券会社以外の登録金融機関においても、受益権の買取りを行うことがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額※とします。  
 ※ ただし、一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社（委託会社の指定する証券会社）にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

③ 販売会社（委託会社の指定する証券会社）は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止すること、およびすでに受けた受益権の買取りを取り消すことができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして、前記②の規定に準じて計算された価額とします。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
株式	計算日※における取引所の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1,000口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

1976年9月17日から無期限とします。

#### (4) 【計算期間】

原則として毎年9月17日から翌年9月16日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

### ① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数(57億4,210万口)の10分の2を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
    - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
    - b. 前記a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
    - c. 前記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
    - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
    - e. 前記b. からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b. の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
    - f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
  2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
  3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ### ② 信託約款の変更
1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヶ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。

## ⑦ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに委託会社または販売会社において、お支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期計算期間（令和1年9月18日から令和2年9月16日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

令和2年10月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM株式オーブンの令和1年9月18日から令和2年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM株式オーブンの令和2年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 1 【財務諸表】

### 【MHAM株式オーブン】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第43期 令和1年9月17日現在	第44期 令和2年9月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	54,675,719	134,761,884
金銭信託	46,427	—
コール・ローン	597,315,983	489,753,599
株式	13,205,888,356	10,849,944,909
派生商品評価勘定	4,444,260	44,571,199
未収配当金	2,249,649	1,788,304
差入委託証拠金	4,500,000	7,650,000
流動資産合計	<u>13,869,120,394</u>	<u>11,528,469,895</u>
資産合計	<u>13,869,120,394</u>	<u>11,528,469,895</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	21,753,553	—
前受金	3,750,000	4,750,000
未払金	37,760,000	—
未払収益分配金	115,874,180	150,041,148
未払解約金	17,701,131	6,152,672
未払受託者報酬	7,247,330	5,810,657
未払委託者報酬	47,107,599	37,739,076
未払利息	1,145	—
その他未払費用	247,802	188,749
流動負債合計	<u>251,442,740</u>	<u>204,682,302</u>
負債合計	<u>251,442,740</u>	<u>204,682,302</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,656,181,739	7,144,816,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,961,495,915	4,178,971,001
（分配準備積立金）	4,191,318,483	3,667,615,952
元本等合計	<u>13,617,677,654</u>	<u>11,323,787,593</u>
純資産合計	<u>13,617,677,654</u>	<u>11,323,787,593</u>
負債純資産合計	<u>13,869,120,394</u>	<u>11,528,469,895</u>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第43期 自 平成30年9月19日 至 令和1年9月17日	第44期 自 令和1年9月18日 至 令和2年9月16日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	231,475,526	199,282,606
受取利息	743,082	263,895
有価証券売買等損益	△725,549,779	1,591,789,392
派生商品取引等損益	△10,475,920	7,523,600
為替差損益	△75,072,208	△17,899,593
その他収益	36,494	82,651
<b>営業収益合計</b>	<b>△578,842,805</b>	<b>1,781,042,551</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	243,856	209,599
受託者報酬	14,519,446	12,731,260
委託者報酬	94,369,339	82,723,244
その他費用	949,408	889,372
<b>営業費用合計</b>	<b>110,082,049</b>	<b>96,553,475</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>△688,924,854</b>	<b>1,684,489,076</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>△688,924,854</b>	<b>1,684,489,076</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>△688,924,854</b>	<b>1,684,489,076</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△69,835,626	296,834,021
<b>期首剰余金又は期首次損金（△）</b>	<b>4,900,306,391</b>	<b>3,961,495,915</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	142,289,238	181,113,765
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	142,289,238	181,113,765
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>346,136,306</b>	<b>1,201,252,586</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	346,136,306	1,201,252,586
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>115,874,180</b>	<b>150,041,148</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>3,961,495,915</b>	<b>4,178,971,001</b>

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第44期 自 令和1年9月18日 至 令和2年9月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p> <p>計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年9月16日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を令和1年9月17日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第43期 令和1年9月17日現在	第44期 令和2年9月16日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	10,010,988,511円 354,280,205円 709,086,977円	9,656,181,739円 413,203,357円 2,924,568,504円
2. 受益権の総数	9,656,181,739口	7,144,816,592口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第43期 自 平成30年9月19日 至 令和1年9月17日	第44期 自 令和1年9月18日 至 令和2年9月16日																					
1. 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(115,398,015円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,991,812,384円)、分配準備積立金(4,191,794,648円)より、分配対象収益は7,299,005,047円(1000口当たり755円)であり、うち115,874,180円(1000口当たり12円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益</td><td>A</td><td>115,398,015円</td></tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td><td>B</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>収益調整金</td><td>C</td><td>2,991,812,384円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金</td><td>D</td><td>4,191,794,648円</td></tr> <tr> <td>分配可能額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>7,299,005,047円</td></tr> <tr> <td>収益分配額</td><td>F</td><td>115,874,180円</td></tr> </tbody> </table>	項目			配当等収益	A	115,398,015円	有価証券売買等損益	B	0円	収益調整金	C	2,991,812,384円	分配準備積立金	D	4,191,794,648円	分配可能額	E=A+B+C+D	7,299,005,047円	収益分配額	F	115,874,180円	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(160,323,926円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(711,018,529円)、信託約款に規定される収益調整金(2,371,820,439円)及び分配準備積立金(2,946,314,645円)より分配対象収益は6,189,477,539円(1000口当たり866.28円)であり、うち150,041,148円(1000口当たり21円)を分配金額としております。</p>
項目																							
配当等収益	A	115,398,015円																					
有価証券売買等損益	B	0円																					
収益調整金	C	2,991,812,384円																					
分配準備積立金	D	4,191,794,648円																					
分配可能額	E=A+B+C+D	7,299,005,047円																					
収益分配額	F	115,874,180円																					

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第43期 自 平成30年9月19日 至 令和1年9月17日	第44期 自 令和1年9月18日 至 令和2年9月16日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p>	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産</p>

3.	金融商品に係るリスク管理体制	<p>また、金融商品の為替変動リスクの低減を目的として為替予約取引を行っております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
----	----------------	--	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第43期 令和1年9月17日現在	第44期 令和2年9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 株式</p> <p>①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間</p>	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p>

	<p>末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>②時価が入手できなかつた有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 先物取引、為替予約取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第43期 令和1年9月17日現在	第44期 令和2年9月16日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	563,570,042	1,369,427,461
合計	563,570,042	1,369,427,461

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第43期 令和1年9月17日現在		
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 米・ドル	2,513,693,947 2,513,693,947	— —	2,535,300,000 2,535,300,000
合計	2,513,693,947	—	2,535,300,000
			△21,606,053 △21,606,053

種類	第44期 令和2年9月16日現在		
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	2,086,103,999 2,086,103,999	— —	2,046,229,500 2,046,229,500
合計	2,086,103,999	—	2,046,229,500
			39,874,499 39,874,499

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

\*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	第43期 令和1年9月17日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
	うち 1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建	155,403,240	—	159,700,000 4,296,760
合計	155,403,240	—	159,700,000 4,296,760

種類	第44期 令和2年9月16日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
	うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	158,250,000	—	162,950,000 4,700,000
合計	158,250,000	—	162,950,000 4,700,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第43期 令和1年9月17日現在	第44期 令和2年9月16日現在
	1口当たり純資産額 (1000口当たり純資産額)	1,410円 (1,410円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

令和2年9月16日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	鹿島建設	90,500	1,302.00	117,831,000	
	大和ハウス工業	47,600	2,884.00	137,278,400	
	協和エクシオ	32,300	2,699.00	87,177,700	
	ヤクルト本社	15,100	5,780.00	87,278,000	
	システムナ	38,500	1,872.00	72,072,000	
	エムスリー	14,900	6,500.00	96,850,000	

ヒビノ	30,000	1,390.00	41,700,000	
バリューコマース	26,700	3,540.00	94,518,000	
アスクル	21,700	3,665.00	79,530,500	
キッコーマン	20,800	5,770.00	120,016,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	7,500	8,890.00	66,675,000	
ラクス	14,500	3,385.00	49,082,500	
テモナ	28,500	1,416.00	40,356,000	
マネーフォワード	6,300	7,400.00	46,620,000	
イビデン	41,400	3,600.00	149,040,000	
信越化学工業	13,800	14,065.00	194,097,000	
三井化学	46,300	2,674.00	123,806,200	
宇部興産	44,500	1,914.00	85,173,000	
野村総合研究所	29,300	2,991.00	87,636,300	
S a n s a n	15,300	6,170.00	94,401,000	
花王	19,000	8,151.00	154,869,000	
武田薬品工業	53,500	3,957.00	211,699,500	
J C R ファーマ	4,900	12,610.00	61,789,000	
第一三共	17,500	10,060.00	176,050,000	
ヘリオス	18,000	1,958.00	35,244,000	
Zホールディングス	214,700	667.00	143,204,900	
伊藤忠テクノソリューションズ	24,500	3,875.00	94,937,500	
デジタルガレージ	17,800	3,520.00	62,656,000	
モダリス	3,600	2,772.00	9,979,200	
ファンケル	23,500	3,470.00	81,545,000	
E N E O S ホールディングス	239,000	405.20	96,842,800	
日本碍子	66,800	1,533.00	102,404,400	
フジミインコーポレーテッド	19,200	3,715.00	71,328,000	
ニチアス	36,400	2,571.00	93,584,400	
大同特殊鋼	24,300	3,350.00	81,405,000	
住友金属鉱山	37,900	3,528.00	133,711,200	
U A C J	26,800	1,943.00	52,072,400	
メドピア	9,600	4,665.00	44,784,000	
アトラエ	20,400	3,055.00	62,322,000	
SMC	3,000	57,090.00	171,270,000	
ダイキン工業	9,900	19,490.00	192,951,000	
マックス	46,800	1,566.00	73,288,800	
ソニー	42,100	8,210.00	345,641,000	
T D K	10,000	11,640.00	116,400,000	
アドバンテスト	12,100	5,200.00	62,920,000	
デンソー	28,200	4,627.00	130,481,400	
イリソ電子工業	9,400	4,410.00	41,454,000	
スタンレー電気	39,500	3,165.00	125,017,500	
山一電機	19,900	1,370.00	27,263,000	

村田製作所	21,200	6,610.00	140,132,000	
アンビスホールディングス	14,000	2,925.00	40,950,000	
本田技研工業	78,000	2,629.50	205,101,000	
スズキ	34,000	4,333.00	147,322,000	
ヤマハ発動機	68,300	1,656.00	113,104,800	
小糸製作所	21,000	5,610.00	117,810,000	
島津製作所	31,000	3,290.00	101,990,000	
オリンパス	67,300	2,157.00	145,166,100	
HOYA	19,300	11,215.00	216,449,500	
朝日インテック	11,100	3,045.00	33,799,500	
ブシロード	23,700	3,030.00	71,811,000	
ヤマハ	22,600	5,190.00	117,294,000	
グローブライド	16,300	3,220.00	52,486,000	
伊藤忠商事	105,200	2,729.00	287,090,800	
東京エレクトロン	5,900	26,160.00	154,344,000	
三菱商事	71,200	2,561.00	182,343,200	
ゴールドワイン	12,700	7,740.00	98,298,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	441,000	441.80	194,833,800	
千葉銀行	199,500	616.00	122,892,000	
アニコム ホールディングス	13,800	4,205.00	58,029,000	
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	40,800	2,992.50	122,094,000	
T & D ホールディングス	110,600	1,138.00	125,862,800	
三菱地所	80,000	1,632.00	130,560,000	
リログループ	34,300	2,472.00	84,789,600	
東急	63,000	1,439.00	90,657,000	
富士急行	20,500	3,750.00	76,875,000	
西武ホールディングス	30,000	1,275.00	38,250,000	
日立物流	27,800	3,630.00	100,914,000	
日本電信電話	31,900	2,300.50	73,385,950	
KADOKAWA	35,900	2,679.00	96,176,100	
共立メンテナنس	9,000	4,160.00	37,440,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	12,100	6,990.00	84,579,000	
セコム	14,000	9,746.00	136,444,000	
ダイセキ	31,000	2,630.00	81,530,000	
ミスミグループ本社	27,700	3,035.00	84,069,500	
日本円 小計	3,529,500		8,893,127,250	
アメリカ・ドル	COLUMBIA SPORTSWEAR CO	10,000	92.280	922,800.000
	BANK OF AMERICA CORP	44,900	25.280	1,135,072.000
	SALESFORCE.COM INC	1,900	251.680	478,192.000
	MICROSOFT CORP	11,100	208.780	2,317,458.000
	INTUITIVE SURGICAL INC	1,400	715.570	1,001,798.000
	LULULEMON ATHLETICA INC	2,100	315.490	662,529.000

VISA INC	10,000	205.390	2,053,900.000	
SPLUNK INC	4,500	185.350	834,075.000	
DOLLAR GENERAL CORP	5,700	202.870	1,156,359.000	
FACEBOOK INC	6,700	272.420	1,825,214.000	
SERVICENOW INC	2,000	473.960	947,920.000	
WORKDAY INC	4,400	207.630	913,572.000	
SHOPIFY INC	900	929.390	836,451.000	
ALPHABET INC-CL A	1,300	1,535.120	1,995,656.000	
PAYPAL HOLDINGS INC	8,000	186.020	1,488,160.000	
アメリカ・ドル 小計	114,900		18,569,156.000 (1,956,817,659)	
合計	3,644,400		10,849,944,909 (1,956,817,659)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 15銘柄	17.28	18.04

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間計算期間（2020年9月17日から2021年3月16日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年4月23日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM株式オーブンの2020年9月17日から2021年3月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MHAM株式オーブンの2021年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月17日から2021年3月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【MHAM株式オーブン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第44期 2020年9月16日現在	第45期中間計算期間末 2021年3月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	134,761,884	213,158,528
コール・ローン	489,753,599	501,719,391
株式	10,849,944,909	11,663,386,955
派生商品評価勘定	44,571,199	7,506,700
未収入金	—	247,747,113
未収配当金	1,788,304	8,459,243
差入委託証拠金	7,650,000	9,750,000
流動資産合計	<u>11,528,469,895</u>	<u>12,651,727,930</u>
資産合計	<u>11,528,469,895</u>	<u>12,651,727,930</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	113,246,963
前受金	4,750,000	6,010,000
未払金	—	249,328,178
未払収益分配金	150,041,148	—
未払解約金	6,152,672	13,583,813
未払受託者報酬	5,810,657	6,390,304
未払委託者報酬	37,739,076	41,552,201
その他未払費用	188,749	204,644
流動負債合計	<u>204,682,302</u>	<u>430,316,103</u>
負債合計	<u>204,682,302</u>	<u>430,316,103</u>
純資産の部		
元本等		
元本	7,144,816,592	6,441,058,852
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,178,971,001	5,780,352,975
（分配準備積立金）	<u>3,667,615,952</u>	<u>3,201,698,445</u>
元本等合計	<u>11,323,787,593</u>	<u>12,221,411,827</u>
純資産合計	<u>11,323,787,593</u>	<u>12,221,411,827</u>
負債純資産合計	<u>11,528,469,895</u>	<u>12,651,727,930</u>

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第44期中間計算期間 自 2019年9月18日 至 2020年3月17日	第45期中間計算期間 自 2020年9月17日 至 2021年3月16日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	105,291,578	85,098,757
受取利息	258,964	—
有価証券売買等損益	△1,957,541,876	2,058,765,511
派生商品取引等損益	△34,413,200	35,256,800
為替差損益	△17,495,809	△10,182,306
その他収益	81,458	916
<b>営業収益合計</b>	<b>△1,903,818,885</b>	<b>2,168,939,678</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	111,437	47,857
受託者報酬	6,920,603	6,390,304
委託者報酬	44,984,168	41,552,201
その他費用	496,181	426,205
<b>営業費用合計</b>	<b>52,512,389</b>	<b>48,416,567</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>△1,956,331,274</b>	<b>2,120,523,111</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>△1,956,331,274</b>	<b>2,120,523,111</b>
<b>中間純利益又は中間純損失（△）</b>	<b>△1,956,331,274</b>	<b>2,120,523,111</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	258,815,181	131,355,465
<b>期首剰余金又は期首次損金（△）</b>	<b>3,961,495,915</b>	<b>4,178,971,001</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,113,136	153,919,057
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,113,136	153,919,057
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>982,437,539</b>	<b>541,704,729</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	982,437,539	541,704,729
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
<b>分配金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金（△）</b>	<b>880,025,057</b>	<b>5,780,352,975</b>

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第45期中間計算期間 自 2020年9月17日 至 2021年3月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。  為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第44期 2020年9月16日現在	第45期中間計算期間末 2021年3月16日現在
1. 期首元本額	9, 656, 181, 739円	7, 144, 816, 592円
期中追加設定元本額	413, 203, 357円	221, 060, 846円
期中一部解約元本額	2, 924, 568, 504円	924, 818, 586円
2. 受益権の総数	7, 144, 816, 592口	6, 441, 058, 852口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第44期 2020年9月16日現在	第45期中間計算期間末 2021年3月16日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。  (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。  (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

#### 通貨関連

種類	第44期 2020年9月16日現在			評価損益（円）	
	契約額等（円）	時価（円）			
		うち 1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	2,086,103,999 2,086,103,999	— —	2,046,229,500 2,046,229,500	39,874,499 39,874,499	
合計	2,086,103,999	—	2,046,229,500	39,874,499	

種類	第45期中間計算期間末 2021年3月16日現在			評価損益（円）	
	契約額等（円）	時価（円）			
		うち 1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引					

売建	1,893,486,787	—	2,006,733,750	△113,246,963
アメリカ・ドル	1,893,486,787	—	2,006,733,750	△113,246,963
合計	1,893,486,787	—	2,006,733,750	△113,246,963

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	第44期 2020年9月16日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引				
先物取引				
買建	158,250,000	—	162,950,000	4,700,000
合計	158,250,000	—	162,950,000	4,700,000

種類	第45期中間計算期間末 2021年3月16日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引				
先物取引				
買建	188,490,000	—	196,000,000	7,510,000
合計	188,490,000	—	196,000,000	7,510,000

(注) 時価の算定方法

株価指指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第44期 2020年9月16日現在	第45期中間計算期間末 2021年3月16日現在
1口当たり純資産額 (1000口当たり純資産額)	1,585円 (1,585円)	1,897円 (1,897円)

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2021年3月31日現在

I 資産総額	12, 320, 081, 430円
II 負債総額	154, 635, 516円
III 純資産総額 ( I - II )	12, 165, 445, 914円
IV 発行済数量	6, 424, 626, 900口
V 1口当たり純資産額 ( III / IV )	1. 894円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合は、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2021年3月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2021年3月31日現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2021年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 532, 013, 354, 329
追加型株式投資信託	849	15, 416, 086, 595, 131
単位型公社債投資信託	30	69, 619, 269, 662
単位型株式投資信託	206	1, 270, 380, 506, 725
合計	1, 111	18, 288, 099, 725, 847

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第36期中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会御中

## EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,461,316	1,278,455
器具備品	※1 1,096,916	※1 1,006,793
建設仮勘定	364,399	※1 270,768
無形固定資産	—	894
ソフトウエア	2,411,540	3,524,781
ソフトウエア仮勘定	885,545	3,299,065
電話加入権	1,522,040	221,784
電信電話専用施設利用権	3,931	3,931
投資その他の資産	23	—
投資有価証券	9,269,808	9,482,127
関係会社株式	1,611,931	261,361
長期差入保証金	4,499,196	5,299,196
練延税金資産	1,312,328	1,302,402
その他	1,748,459	2,508,004
固定資産計	97,892	111,162
資産合計	13,142,665	14,285,364
	90,339,861	95,566,859

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	△7
評価・換算差額等計	846,755	△7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,812,585	84,426,075
運用受託報酬	16,483,356	16,912,305
投資助言報酬	1,235,553	1,208,954
その他営業収益	113,622	68,156
営業収益計	102,645,117	102,615,492
営業費用		
支払手数料	36,100,556	34,980,736
広告宣伝費	387,028	340,791
公告費	375	375
調査費	24,389,003	25,132,268
調査費	9,956,757	10,586,542
委託調査費	14,432,246	14,545,725
委託計算費	936,075	698,723
営業雑経費	1,254,114	990,002
通信費	47,007	44,209
印刷費	978,185	738,330
協会費	63,558	71,386
諸会費	22,877	22,790
支払販売手数料	142,485	113,286
営業費用計	63,067,153	62,142,897
一般管理費		
給料	10,859,354	10,817,861
役員報酬	189,198	174,795
給料・手当	9,098,957	9,087,800
賞与	1,571,197	1,555,264
交際費	60,115	40,436
寄付金	7,255	8,906
旅費交通費	361,479	320,037
租税公課	588,172	651,265
不動産賃借料	1,511,876	1,479,503
退職給付費用	521,184	505,189
固定資産減価償却費	590,667	882,526
福利厚生費	45,292	44,352
修繕費	16,247	1,843
賞与引当金繰入額	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金繰入額	48,609	65,290
機器リース料	130	233
事務委託費	3,302,806	3,625,424
事務用消耗品費	131,074	104,627
器具備品費	8,112	1,620
諸経費	188,367	197,094
一般管理費計	19,585,212	20,119,543
営業利益	19,992,752	20,353,050

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	—		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	—		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	—		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	※1 19,121		※1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		△71,767		△385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余 金の取崩									△6,600,000
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,100,000	△300,000	△200,000	△5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	—	—	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815	
当期変動額						
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000	
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516	
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000	
研究開発 積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000	
運用責任準備 積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000	
繰越利益剰余 金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		—	51,753	51,753	51,753	
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270	
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085	

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本									株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329		
当期変動額											
剰余金の配当							△11,280,000	△11,280,000	△11,280,000		
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011		
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)										—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,725,011	3,725,011	3,725,011		
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△846,763	△846,763	△846,763
当期変動額合計	△846,763	△846,763	2,878,247
当期末残高	△7	△7	71,227,333

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

### ※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229, 897	320, 020
器具備品	927, 688	949, 984

(損益計算書関係)

### ※1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物	1, 550	-
器具備品	439	9, 609
ソフトウェア	17, 130	6, 475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	-	-	24, 490
A種種類株式	15, 510	-	-	15, 510
合計	40, 000	-	-	40, 000

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12, 520, 000	313, 000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11, 280, 000	282, 000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しています。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,488,684	1,488,684	—
資産計	77,082,582	77,082,582	—
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	—
負債計	4,883,723	4,883,723	—

第35期（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,988	2,988	—
資産計	77,644,787	77,644,787	—
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	—
負債計	4,582,140	4,582,140	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資産

#### (1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

#### (3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

## 負 債

### (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
①非上場株式	276,764	259,369
②関係会社株式	4,499,196	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期 (2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	—	—	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	—

第35期 (2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,548,165	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期（2019年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額276,764千円）については、市場価格がなく、時価を把握す  
ることが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりませ  
ん。

第35期（2020年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	—	—	—
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	2,988	3,000	△ 11
小計	2,988	3,000	△ 11
合計	2,988	3,000	△ 11

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握す  
ることが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりませ  
ん。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394, 222	353, 644	—
投資信託	—	—	—

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1, 298, 377	1, 169, 758	—
投資信託	159, 526	5, 528	1

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	(千円)
退職給付債務の期首残高	2, 154, 607	2, 289, 044	
勤務費用	300, 245	302, 546	
利息費用	1, 918	2, 087	
数理計算上の差異の発生額	△10, 147	18, 448	
退職給付の支払額	△158, 018	△187, 749	
その他	438	△1, 476	
退職給付債務の期末残高	2, 289, 044	2, 422, 901	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2, 289, 044	2, 422, 901	
未積立退職給付債務	2, 289, 044	2, 422, 901	
未認識数理計算上の差異	△150, 568	△130, 155	
未認識過去勤務費用	△243, 317	△173, 798	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 895, 158	2, 118, 947	
退職給付引当金	1, 895, 158	2, 118, 947	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1, 895, 158	2, 118, 947	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	(千円)
勤務費用	300, 245	302, 546	
利息費用	1, 918	2, 087	
数理計算上の差異の費用処理額	43, 920	38, 861	
過去勤務費用の費用処理額	69, 519	69, 519	
その他	△3, 640	△11, 303	
確定給付制度に係る退職給付費用	411, 963	401, 711	

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)	
割引率	0. 09%	0. 09%	
予想昇給率	1. 00%～4. 42%	1. 00%～4. 42%	

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104, 720千円、当事業年度103, 477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	173, 805	221, 053
未払事業所税	10, 915	10, 778
賞与引当金	411, 675	420, 513
未払法定福利費	80, 253	78, 439
未払給与	7, 961	10, 410
受取負担金	138, 994	47, 781
運用受託報酬	102, 490	331, 395
資産除去債務	10, 152	14, 116
減価償却超過額（一括償却資産）	4, 569	50, 942
減価償却超過額	125, 839	82, 684
繰延資産償却超過額（税法上）	135, 542	323, 132
退職給付引当金	580, 297	648, 821
時効後支払損引当金	54, 458	53, 321
ゴルフ会員権評価損	7, 360	7, 360
関係会社株式評価損	166, 740	166, 740
投資有価証券評価損	28, 976	28, 976
その他	29, 494	11, 532
その他有価証券評価差額金	<hr/> —	<hr/> 3
繰延税金資産小計	2, 069, 527	2, 508, 004
評価性引当額	<hr/> —	<hr/> —
繰延税金資産合計	<hr/> 2, 069, 527	<hr/> 2, 508, 004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	<hr/> $\triangle$ 321, 067	<hr/> —
繰延税金負債合計	<hr/> $\triangle$ 321, 067	<hr/> —
繰延税金資産の純額	<hr/> 1, 748, 459	<hr/> 2, 508, 004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率 (*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

### (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

### (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

### (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

### (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	

顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	一千円	一千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	一千円	一千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

(2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	一千円	一千円
営業利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
経常利益	△9,043,138千円	△8,954,439千円
税引前当期純利益	△9,091,728千円	△9,111,312千円
当期純利益	△7,489,721千円	△7,536,465千円
1株当たり当期純利益	△187,243円04銭	△188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### (セグメント情報等)

##### 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 及び第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

###### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

###### (2) 地域ごとの情報

###### ①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### ②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
親会社の子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,793,912	未払手数料	1,112,061
親会社の子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,294,840	未払手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月26日

アセットマネジメントOne株式会社  
取締役会御中

## EY新日本有限責任監査法人

### 東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	丘本 正彦 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	長谷川 敬 印
業務執行社員		

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	27,281,363
金銭の信託	25,870,423
有価証券	996
未収委託者報酬	13,747,204
未収運用受託報酬	3,023,356
未収投資助言報酬	304,673
未収収益	24,940
前払費用	757,672
その他	2,912,168
	流動資産計
	73,922,799
固定資産	
有形固定資産	1,199,340
建物	※1
器具備品	961,771
無形固定資産	237,569
ソフトウエア	3,660,076
ソフトウエア仮勘定	3,099,921
電話加入権	556,224
投資その他の資産	3,931
投資有価証券	9,943,868
関係会社株式	261,361
長期差入保証金	5,299,196
繰延税金資産	1,295,930
その他	2,294,343
	固定資産計
	793,037
	14,803,286
資産合計	88,726,085

(単位：千円)

	第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	1,297,202
未払金	5,820,782
未払収益分配金	899
未払償還金	19,850
未払手数料	5,549,722
その他未払金	250,310
未払費用	7,902,650
未払法人税等	2,901,506
未払消費税等	824,900
前受収益	20,779
賞与引当金	1,126,713
役員賞与引当金	34,112
	流動負債計
固定負債	
退職給付引当金	2,207,043
時効後支払損引当金	156,886
	固定負債計
負債合計	22,292,578
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	44,880,558
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	44,757,265
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	13,077,265
	株主資本計
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△8
	評価・換算差額等計
純資産合計	66,433,506
負債・純資産合計	88,726,085

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	40,520,928	
運用受託報酬	6,813,891	
投資助言報酬	548,146	
その他営業収益	773,786	
	営業収益計	48,656,752
営業費用		
支払手数料	16,685,574	
広告宣伝費	116,359	
調査費	12,452,140	
調査費	4,305,114	
委託調査費	8,147,025	
委託計算費	269,176	
営業雑経費	450,999	
通信費	24,247	
印刷費	314,201	
協会費	20,394	
諸会費	32,852	
支払販売手数料	59,302	
	営業費用計	29,974,250
一般管理費		
給料	4,693,004	
役員報酬	75,939	
給料・手当	4,496,351	
賞与	120,714	
交際費	5,108	
寄付金	6,331	
旅費交通費	20,383	
租税公課	277,754	
不動産賃借料	734,008	
退職給付費用	267,068	
固定資産減価償却費	※1 534,020	
福利厚生費	17,379	
修繕費	511	
賞与引当金繰入額	1,126,713	
役員賞与引当金繰入額	34,112	
機器リース料	139	
事務委託費	1,899,643	
事務用消耗品費	35,787	
器具備品費	265	
諸経費	66,792	
	一般管理費計	9,719,026
営業利益		8,963,474

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業外収益			
受取利息		17,653	
受取配当金		2,356	
時効成立分配金・償還金		176	
時効後支払損引当金戻入額		16,343	
為替差益		8,484	
金銭の信託運用損益		1,367,091	
雑収入		1,361	
	営業外収益計		1,413,467
経常利益			10,376,942
特別損失			
固定資産除却損		0	0
	特別損失計		
税引前中間純利益			10,376,942
法人税、住民税及び事業税			2,957,106
法人税等調整額			213,661
法人税等合計			3,170,767
中間純利益			7,206,174

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090
当中間期変動額							
剰余金の配当							△12,000,000
中間純利益							7,206,174
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△4,793,825
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	13,077,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	49,674,383	71,227,341	△7	△7	71,227,333	
当中間期変動額						
剰余金の配当	△12,000,000	△12,000,000			△12,000,000	
中間純利益	7,206,174	7,206,174			7,206,174	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)		—	△0	△0	△0	
当中間期変動額 合計	△4,793,825	△4,793,825	△0	△0	△4,793,826	
当中間期末残高	44,800,558	66,433,515	△8	△8	66,433,506	

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第36期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	… 365,042千円
	器具備品	… 980,577千円

(中間損益計算書関係)

項目	第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
※1. 減価償却実施額	有形固定資産	… 79,115千円
	無形固定資産	… 454,905千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第36期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,281,363	27,281,363	—
(2) 金銭の信託	25,870,423	25,870,423	—
(3) 未収委託者報酬	13,747,204	13,747,204	—
(4) 未収運用受託報酬	3,023,356	3,023,356	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,987	2,987	—
資産計	69,925,335	69,925,335	—
(1) 未払手数料	5,549,722	5,549,722	—
負債計	5,549,722	5,549,722	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

## 負 債

### (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	259,369
②関係会社株式	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

### (有価証券関係)

第36期中間会計期間末  
(2020年9月30日現在)

#### 1. 子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	2,987	3,000	△12
小計	2,987	3,000	△12
合計	2,987	3,000	△12

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（\*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパートナーズ法を適用した場合に関する事項

### (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年4月1日から2020年9月30日まで

### (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
-------	-----------	---------------

取得原価		144,212,500千円
------	--	---------------

### (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224,837千円
---------------	--------------

b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
---------	---

c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却
-------------------	-----------

### (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
---------	------	--------------

うち現金・預金	11,605,537千円
---------	--------------

うち金銭の信託	11,792,364千円
---------	--------------

b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
---------	------	-------------

うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円
---------------	-------------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

### (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
-------------------	--------------

#### b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産	53,030,000千円
--------	--------------

#### c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産	16.9年
--------	-------

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	一千円
固定資産	90, 405, 440千円
資産合計	90, 405, 440千円
流動負債	一千円
固定負債	7, 722, 834千円
負債合計	7, 722, 834千円
純資産	82, 682, 605千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額60, 979, 870千円及び顧客関連資産の金額32, 301, 694千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	一千円
営業利益	△4, 411, 813千円
経常利益	△4, 411, 813千円
税引前中間純利益	△4, 411, 813千円
中間純利益	△3, 644, 417千円
1株当たり中間純利益	△91, 110円42銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1, 905, 620千円及び顧客関連資産の償却額2, 508, 336千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,660,837円67銭
1株当たり中間純利益金額	180,154円36銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第36期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
中間純利益金額	7,206,174千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,206,174千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

## 追加型証券投資信託 [MHAM株式オープン] 約款

### 運用の基本方針

あらかじめ委託者の定める方針は次のものとする。

#### I 基本方針

この投資信託は信託財産の長期成長に重点を置き、積極的な運用を行なう。

#### II 運用方針

##### (1) 運用対象

投資対象とする銘柄は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）上場銘柄および外国の外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）上場（上場予定を含む。）株式の中から成長性、収益力、市場性等を勘案して選定した株式を主要投資対象とする。

##### (2) 投資態度

信託財産の長期成長を目標として積極的な運用をいたしますが、市況に応じた機動的売買もあわせて行なう。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指値等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指値等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」という。）を行なうことができる。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は、制限を設けない。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とする。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とする。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とする。
- ⑤ 外貨建資産への投資は信託財産の純資産総額の30%以下とする。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第21条の2の範囲で行なう。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととする。

#### III 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行なう。

- ① 分配対象額の範囲は、利子・配当収益と売買益（評価益を含む。）等の全額とする。
- ② 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託者が基準価額の水準等を勘案して決定する。
- ③ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資する。

## 信託の当事者

- 第1条 この信託は、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とする。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」という。）の適用を受ける。

## 信託事務の委託

- 第1条の2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいう。以下この条において同じ。）を含む。）と信託契約を締結し、これを委託することができる。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとする。

## 信託の目的と金額

- 第2条 委託者は、金 574,210 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受ける。

## 追加信託金の限度額

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付するものとする。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができる。

## 信託期間

- 第4条 この信託の期間は、契約の日から第 44 条第 6 項、第 45 条、第 46 条、第 47 条第 1 項および第 49 条第 2 項の規定による解約の日までとする。

## 募集の方法

- 第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

## 当初の受益者

- 第5条 この信託の当初の元本および収益の受益者は、委託者の指定するものとする。

## 受益権の分割および再分割

- 第6条 委託者は、第 2 条による受益権を 574,210 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の倍数と同じ口数に、それぞれ均等に分割する。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行なわない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとする。

## 追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額の倍数の金額とする。
- ② 追加信託金の受益権の口数は、前項の倍数と同じ数とする。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいう。なお、信託財産のうち外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」という。）、預金その他の資産をいう。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとする。ただし、予約為替の評価は原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとする。

## 信託日時の異なる受益権の内容

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはない。

## 受益権の帰属と受益証券の不発行

- 第9条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」という。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」という。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」という。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」という。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しない。
- なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとする。
- ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとする。振替機関等は、委託者から振替

機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行なう。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含む。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請する。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとする。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含む。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となる。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいう。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 40 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができる。

#### **受益権の設定にかかる受託者の通知**

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行なう。

#### **受益権の申込単位および価額**

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、10,000 円以上 1 口単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとする。ただし、第 40 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1 口単位をもって当該取得の申込に応ずることができる。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1 口を最低単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ個別に定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとする。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」という。）を結んだ受益権取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込に応ずることができるものとする。
- ③ 前 2 項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれる。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに委託者（第 40 条の 2 の委託者の指定する口座管理機関を含む。）は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいう。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができる。
- ④ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する金額を加算した価額とする。
- ⑤ 第 4 項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権または受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」という。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいう。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権または受益証券を保有した受益者をいう。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含む。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含む。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して 3 カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者または当該証券会社および登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の 1 千口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該信託終了日が平成 5 年 4 月 1 日以降の場合、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について、原則として取得申込日の基準価額とする。ただし、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関によっては、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める率を乗じて得た手数料および消費税等に相当する金額を加算した価額とすることができます。

なお、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができる。

- ⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権または受益証券を保有する受益者が、当該受益権または受益証券の申込みを行なった委託者または当該証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託終了日の 1 年前以内で委託者または当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、委託者または当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に委託者または当該証券会社および登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の手数料を独自に定めることができる。

- ⑦ 受益者が、第 40 条第 3 項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する際の受益権の価額は、第 4 項の規定にかかわらず取得申込日の基準価額とする。

- ⑧ 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16

項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」という。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいう。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得の申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができる。

## 受益証券の種類

第12条（削除）

## 受益権の譲渡にかかる記載または記録

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとする。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとする。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとする。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができる。

## 受益権の譲渡の対抗要件

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができない。

## 受益証券の再交付

第14条（削除）

## 記名式受益証券の再交付

第15条（削除）

## 受益証券を毀損した場合などの再交付

第16条（削除）

## 受益証券再交付の費用

第17条（削除）

## 運用の指図範囲

第18条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に投資することを指図する。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等およびコマーシャル・ペーパーを除く。）に投資することを指図しないものとする。

1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」という。）の新株引受権証券を除く。）
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
  8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
  9. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」という。）
  10. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、第1号の証券または証書の性質を有するものに限る。）
  11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限る。）
  13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」という。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含む。）により運用することを指図することができる。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除く。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができる。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **受託者の自己または利害関係人等との取引**

- 第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいう。以下この条および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができる。
- ② 前項の取扱いは、第21条の2、第25条、第29条ないし第30条の2における委託者の指図による取引についても同様とする。

#### **運用の基本方針**

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行なうものとする。

#### **投資する株式等の範囲**

- 第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含む。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして、市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとする。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではない。

#### **同一銘柄の株式等への投資制限**

- 第21条 委託者は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えて同一銘柄の株式に投資することを指図しないものとする。
- ② 委託者は、信託財産の純資産総額の100分の5を超えて同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券に投資することを指図しないものとする。

#### **信用リスク集中回避のための投資制限**

- 第21条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### **デリバティブ取引等に係る投資制限**

- 第21条の1の3 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **先物取引等の運用指図・目的・範囲**

- 第21条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいう。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいう。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいう。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとする。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」という。）の時価総額の範囲内とする。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とする。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付け指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる

先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とする。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とする。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。なお、現物オプション取引は預金に限るものとする。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」という。）の時価総額の範囲内とする。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」という。）の範囲内とする。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とする。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含む。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしないものとする。

#### 外貨建資産の保有制限

第23条 委託者は、信託財産の純資産総額の100分の30を超えて外貨建資産とすることを指図しないものとする。ただし、外貨建証券の値上り等により100分の30を超えることとなる場合には、相当期間内にこれを調整するものとする。

#### 特別の場合の外貨建有価証券等の保有制限

第24条 委託者の外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがある。

#### 為替予約の指図

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができる。

#### 信託業務の委託等

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含む。）を委託先として選定する。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとする。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含む。）に委託することができるものとする。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

#### 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

##### **有価証券の保管**

第 27 条 (削除)

##### **混蔵寄託**

第 27 条の 2 金融機関または証券会社等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとする。

##### **一括登録**

第 27 条の 3 (削除)

##### **信託財産の登記等および記載等の留保等**

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとする。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがある。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとときは、速やかに登記または登録をするものとする。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとする。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができる。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができる。

##### **有価証券の売却に関する指図**

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却に関して一切の指図ができるものとする。

##### **再投資の指図**

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができるものとする。

##### **資金の借入れ**

第 30 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴なう支払資金の手当（一部解約に伴なう支払資金の手当のため借入った資金の返済を含む。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）の指図をすることができる。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとする。

- ② 一部解約に伴なう支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を上回らない範囲内とする。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とする。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁する。

##### **損益の帰属**

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により、信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属するものとする。

##### **増資などの場合における受託者の資金立替**

第 32 条 信託財産に属する有価証券に関し、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができる。

- ② この場合における立替金の決済および利息については、委託者と協議のうえ、別にこれを定めるものとする。

##### **信託終了時における受託者の資金立替**

第 33 条 信託終了時までに金額の見積りうる未収入金があるときは、受託者はこれを立替え、信託財産に組入れることができる。

- ② 前条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

##### **信託の計算期間**

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 17 日より翌年 9 月 16 日までとすることを原則とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとする。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とする。

##### **信託財産に関する報告**

第 35 条 受託者は、毎計算期末において損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出する。

- ② 受託者は、信託終了のときにおいて最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出する。

##### **信託事務の諸費用および監査費用**

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額ならびに受託者のした立替金の利息（以下「諸経費」という。）は、受益者の負担とし、受託者において信託財産中から支弁する。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁する。

### 信託報酬の総額

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加減して得た額とする。

1. 純資産総額に年 1,000 分の 7.5 以内の率を乗じて得た額。  
2. 日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合（初年度にあっては 1 円に対する割合。以下「基準価額倍率」という。）に応じ、純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額。

基準価額倍率が 120% 以上のとき

……………年 1,000 分の 0.2 を加える

基準価額倍率が 80% 以上 120% 未満のとき

……………零

基準価額倍率が 80% 未満のとき

……………年 1,000 分の 0.2 を減ずる

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の分配方法は別に定める。ただし、第 2 号の額については委託者報酬に限り適用する。

- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁する。

### 収益の分配

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとする。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益（以下「配当等収益」という。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができる。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができる。  
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」という。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもつて補てんした後、受益者に分配することができる。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てができる。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとする。

### 追加信託金および一部解約金の計理処理

第 39 条 (削除)

### 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みの時期と支払場所

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 20 日以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除く。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とする。）に支払う。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 42 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払う。ただし、別に定める契約を結んだ受益者に対する収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に当該証券会社および登録金融機関に交付されるものとし、当該証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行なう。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録される。

- ② 偿還金は、信託終了日後 2 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除く。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とする。）に支払う。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社債法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれる。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払う。

- ③ 委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除く。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとする。当該再投資にかかる受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 委託者は、前項の受益者が有する受益権の全部の口数について、第 44 条第 2 項により信託の一部解約が行

なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払う。

- ⑤ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払う。
- ⑥ 前各号に規定する支払いのうち、収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとする。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### 委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関

第40条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができる。

#### 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責

第41条 受託者は、収益分配金および償還金については第40条第1項および第2項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込む。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じない。

#### 収益分配金および償還金の時効

第42条 受益者が収益分配金については、第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第40条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属する。

#### 受益権の買取り

第43条 委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、10,000口単位または1口単位をもってこれを買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 平成19年1月4日以降、受益者が受益権の買取を請求するときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取り代金が受益者に支払われることとなる買取の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の買取りを中止すること、およびすでに受けた受益権の買取りを取り消すことができる。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できる。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とする。

#### 信託契約の一部解約および残存口数

第44条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社を含む。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、10,000口単位または1口単位をもって解約の実行を請求することができる。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権および別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社の帰属にかかる受益権については、1口の整数倍をもって解約の実行を請求することができる。

- ② 委託者は、前項の請求を受けた場合は、信託の一部を解約する。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれる。この場合における一部解約金は、当該請求受付日の基準価額に当該解約口数を乗じて得た額とする。
- ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとする。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとする。
- ④ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを停止すること、およびすでに受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができる。
- ⑤ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者が当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できる。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして計算した価額とする。
- ⑥ 委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の2を下ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができる。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出る。
- ⑦ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面

をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわない。

- ⑧ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。
- ⑨ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第6項の信託契約の解約をしない。
- ⑩ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付する。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わない。

#### 質権口記載または記録の受益権の取り扱い

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われる。

#### 信託契約の解約

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができる。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出る。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわない。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしない。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付する。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わない。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しない。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

第46条 委託者は、監督官庁より、信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させる。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがう。

#### 委託者の登録取消などに伴なう取扱い

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させる。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続する。

#### 委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

第48条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがある。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せざることがある。

#### 受託者の辞任および解任に伴なう取扱い

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができる。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任する。

- ② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約する。

#### 信託約款の変更

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出る。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわない。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしない。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付する。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わない。

#### 反対者の買取請求権

第50条の2 第44条および第45条に規定する信託契約の解約または第50条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第8項、第45条第3項または第50条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

#### 運用報告書に記載すべき事項の提供

第50条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### 公告

第51条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載する。

<http://www.am-one.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載する。

#### 信託約款についての疑義の取扱い

第52条 本約款の取扱上疑義を生じたときは、委託者および受託者の協議によりこれを定めるものとする。

付則第1条 第40条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

付則第2条 本約款で規定する「短期社債等」とは、1. 社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、2. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、3. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、4. 商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、5. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、6. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、7. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

付則第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第17条（受益証券の再交付の費用）、第40条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

昭和51年9月17日

東京都中央区日本橋兜町13番1号  
委託者  
朝日投信委託株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
受託者  
三菱信託銀行株式会社